

春の火災予防運動

【令和5年3月1日（水）～7日（火）】



『お出かけは マスク戸締り 火の用心』

(全国统一防火標語)



この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り火災の発生を防止することにより、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的に実施されます。消防本部では、「住宅防火対策の推進」、「乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」、「放火火災防止対策の推進」、「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」等を重点目標とし火災予防の更なる推進を図ります。

職場やお住まいの防火対策は万全ですか？

出火原因の上位は、1位「放火（疑い含む）」、2位「こんろ」

令和4年中の本市における出火原因の上位は、放火(6件)、こんろ(3件)です。

火災を防ぐため、次のことに注意しましょう。

- ・放火を防ぐため、ゴミは収集日の朝に出す。家のまわりに燃えやすいものを置かない。また、防犯灯などを設置し、家の周囲や駐輪場を明るくする。
- ・積極的に防火防災訓練へ参加し、地域ぐるみで防火対策を行う。
- ・こんろ火災を防ぐため、使用時はその場を離れず、周りに燃えやすいものを置かない。また、こんろの火が衣服の袖口等に燃え移らないよう、注意をはらい、防災品のエプロン・アームカバーを使用しましょう。
- ・火入れ・たき火等による火災を防ぐため、消火の準備をしておく。



防火管理（責任）者を中心に再確認を！

一定規模以上の事業所等(マンション含む)では、防火管理者の選任と消防計画の作成が必要です。そのほかの事業所並びに各ご家庭についても火災が発生した場合の対応を話し合うなど、いざという時に備えましょう。また、出火防止対策についても確認しましょう。



避難経路の確認を！

階段、廊下、避難口、防火戸などの適切な維持管理は防火上非常に重要です。これらの付近に避難の障害となるものが置かれていないかを確認してください。また、非常口の位置や避難の経路を確認し、火災時の避難方法の再確認をお願いします。



消防訓練を実施しましょう

いざという時のため、日頃から消防訓練を実施しましょう。防火管理者が必要な事業所等では、消防計画に基づいた消火、避難及び通報訓練が義務付けられています。そのほかの事業所等についても消火器などの消防用設備等の設置位置を確認するとともに、取り扱い訓練を行なうなど出火対策に努めましょう。



住宅火災 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- 1 **寝たばこ**は絶対にしない、させない。
- 2 **ストーブ**の周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 **こんろ**を使うときは火のそばを離れない。
- 4 **コンセント**はほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く。



6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は**安全装置**の付いた機器を使用する。
- 2 火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、**防炎品**を使用する。
- 4 火災を小さいうちに消すために、**消火器**等を設置し、使い方を確認しておく。
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う。

